

## 飲食店サポート事業助成金 Q&A

### 【助成対象者】

No.	質問	回答
1	飲食店が対象だが、バーやキャバレー、ナイトクラブは対象となりますか？	バーやキャバレー、ナイトクラブ等は、保健所への飲食関係の許可のほか、公安委員会から風俗営業許可（1号から3号）を取得していれば対象となります。
2	飲食店ですが、大手企業のフランチャイズ店を個人事業主が運営している場合は対象となりますか？	当該飲食店について、個人事業主として確定申告を行っており、本助成金の要件に合致すれば対象となります。
3	申請要件の「区内で飲食店を1年以上営んでいること」とあるが、申請時点では1年に満たないが、助成対象期間中に1年経過すれば問題ないのか。	1年経過後にご申請いただければ対象となります。
4	法人で、本社は区外ですが、店舗は区内にあります。助成金の対象となりますか？	店舗の営業許可証等により区内で事業を行っていることが確認できれば、対象となります。
5	区内に住んでいる個人事業者ですが、区外で飲食店を営んでいます。対象となりますか？	対象となりません。対象は、板橋区内で飲食業を営む中小企業者（個人事業者含む）となります。
6	多店舗展開していますが、店舗ごとに申請可能ですか？	申請できません。申請は、一事業者につき一回となります。ただし、複数店舗でテイクアウトや宅配を新たに始める場合等は助成金の上限金額が20万円から40万円になります。
7	区内で3店舗経営しており、すでに1店舗は宅配を実施していますが、残りの2店舗でテイクアウトを始める場合、対象となりますか？	新しく始める2店舗については対象となります。
8	5年前より、テイクアウトを行っています。新たにテイクアウト専用の小窓を設置したいと思いますが、対象となりますか。	対象となる場合があります。個別にご相談ください。